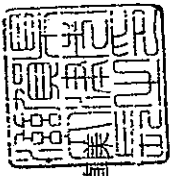




大環政 355号
平成25年10月11日

滋賀県知事 嘉田 由紀子 様



大津市長 越 直

大津市環境美化センター改築事業に係る環境影響評価方法書について (回答)

平成25年7月10日付け滋環政第463号にて依頼のあった標記の件について、
別紙のとおり回答する。

大津市環境美化センター改築事業に係る環境影響評価方法書に対する大津市長意見

本事業に係る環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見は次のとおりである。

1 (全体的事項)

準備書の作成に当たっては、住民が読むことを前提としたわかりやすい表現を用い、専門的用語などは注釈を加えるなどして理解が容易となる内容とすること。

既存資料の利用に当たっては、可能な限り最新のデータを用いるとともに、その有効性を検証して使用すること。なお、用いた資料の出典も明確にすること。

P12の発電設備について、発電の規模や利用方法についての詳細を検討し、準備書に記載すること。

2 (個別的事項)

(大気)

大気質の一般環境現況調査にあたっては、周辺地域の代表的な濃度の状況が適切に把握出来るよう適切な調査位置の選定に努めるとともに、選定理由を準備書に記載すること。

煙突排ガスによる大気質への影響予測に当たっては、可能な限り地形影響を適切に反映したものを準備書に記載すること。

(悪臭)

リサイクル施設を発生源とした臭気の影響についても、詳細な施設計画をふまえた上で、類似施設の状況を把握し、予測及び評価をおこなうこと。

(粉じん等)

リサイクル施設について、P14の図によると、大型ごみが破碎される。その際に粉じん等が発生する可能性があることから、施設供用中における粉じん等に対する検討項目を準備書に追加すること。

(土壌・地下水)

P 1 2 3 に記載の環境影響要因と環境要素の関連について、解体工事における水環境への影響の有無を再度検討し、評価の対象としない場合はその理由を準備書に記載すること。

(工事車両)

P 1 6 にごみの搬入計画が記載されているが、工事車両の進入計画についても準備書に記載すること。また、施設配置図においてごみの搬入車と工事車両との走行ルートの区別も記載すること。

(その他)

現施設の初期の稼働時から現在に至るまでの苦情等があれば、その苦情内容及び対応結果を準備書に記載すること。また、その苦情への対応等を参考にし、準備書を作成すること。

(その他配慮すべき事項)

各課から以下のような意見が提出されています。

当該地は土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が含まれていることから、防災対策について十分考慮されたい。(危機・防災対策課)

周辺自治会(膳所学区)への影響を十分に勘案した調査項目・手法を設定されたい。
(膳所支所)

事業計画地から半径 1. 6 Km 内に入る鶴の里、竜が丘、湖城が丘、池の里の各自治会及び平野学区自治連合会に十分な説明を行い理解を得ること。(平野支所)

今後、事業が具体的にになった時点で、造成計画について当課と協議すること。(開発調整課)

事業計画地周辺に位置する小学校・中学校・幼稚園といった教育施設に対し、環境保全についての配慮を徹底されたい。(教育総務課)

危険物を貯蔵又は取り扱う場合は、消防関係法令を遵守すること。(消防局予防課)